

阪南市災害廃棄物処理計画（概要版）

第1章 総論（本編P 1～5）

○背景

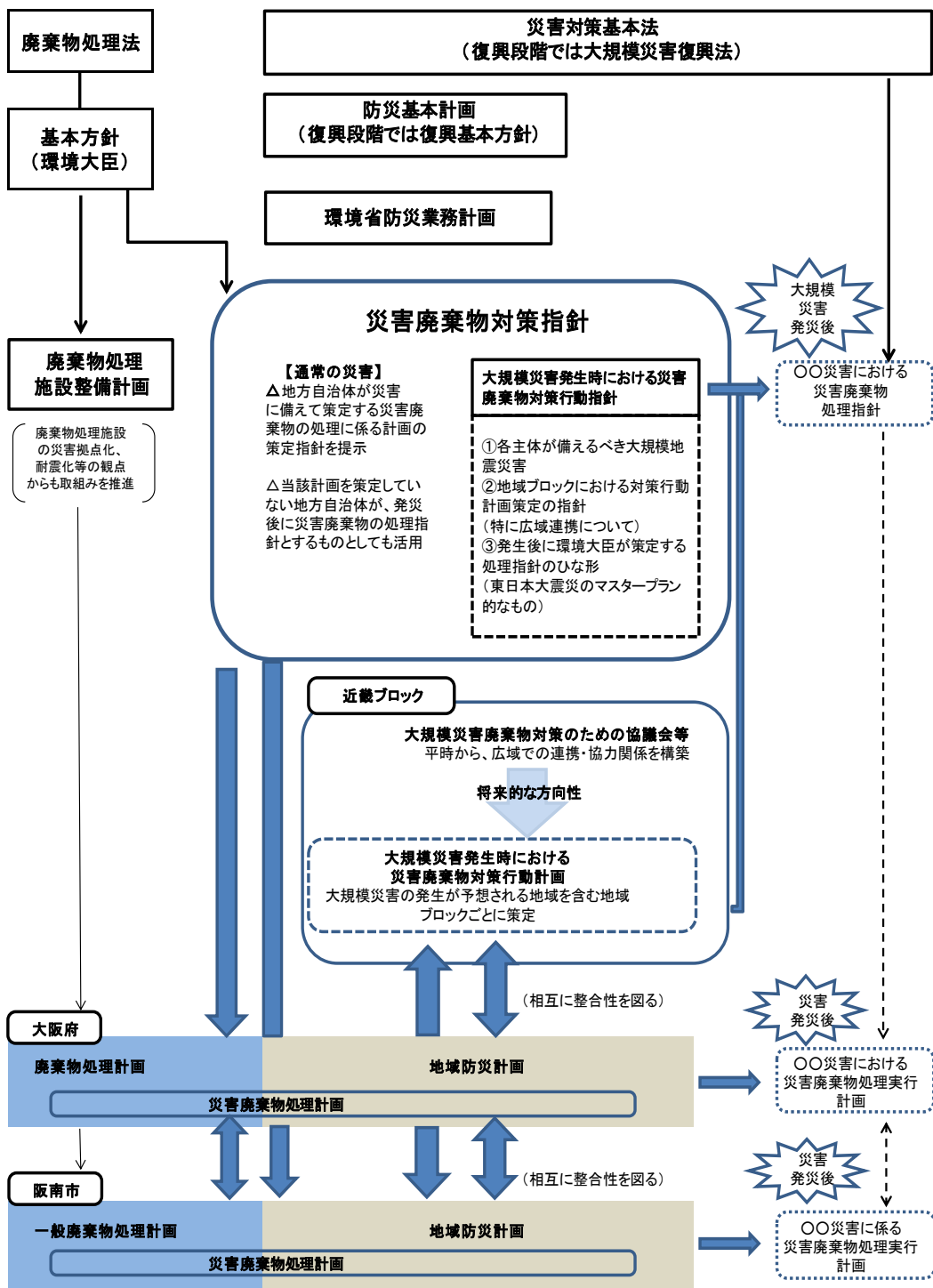
今後発生が予想される大規模災害（南海トラフ、大雨、台風）により、大量の災害廃棄物が短期間で発生し、平常どおりの収集・処理を行うことが困難になることから、事前に十分な準備と対策を検討しておく必要がある。

○目的

災害想定を行い課題抽出し、「事前準備」「平時の備え」「初動対応」に重点を置き、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき「災害廃棄物処理実行計画」を作成するとともに、市が行うべき基本的な考え方について示す。

○本計画の位置付け

「災害廃棄物対策指針」（国）、「大阪府災害廃棄物処理計画」（府）、「阪南市地域防災計画」（市）との整合を図り、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として位置付ける。

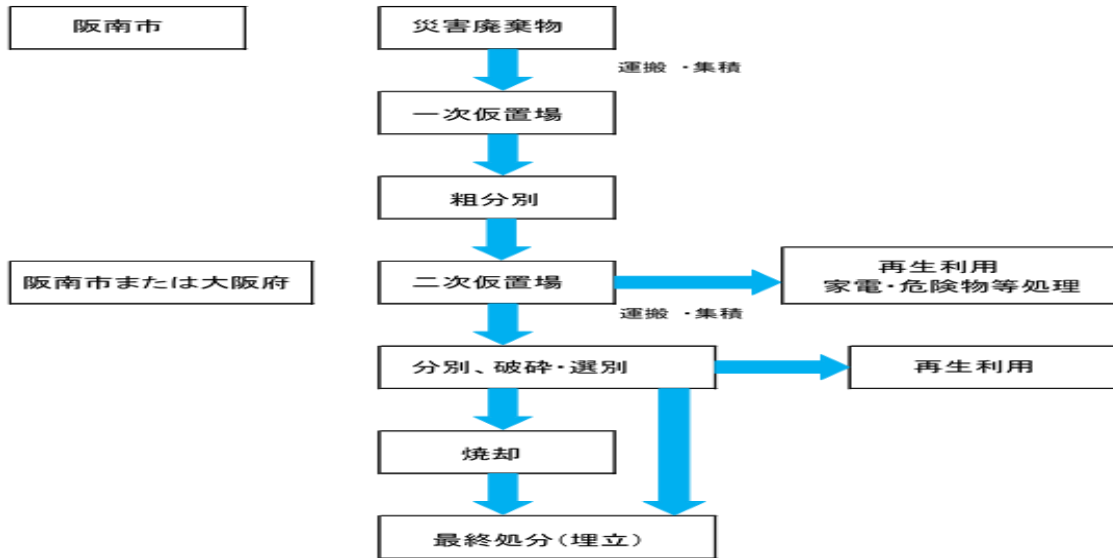


第2章 基本的事項（本編P6～14）

○基本方針

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| 1. 公衆衛生の確保 | 2. 迅速かつ円滑な対応 | 3. 計画的・効率的な対応 |
| 4. 環境に配慮した処理 | 5. リサイクルの推進 | 6. 安全作業の確保 |

○基本的な処理フロー（災害廃棄物の場合）



※大阪府災害廃棄物処理計画より

○処理目標期間

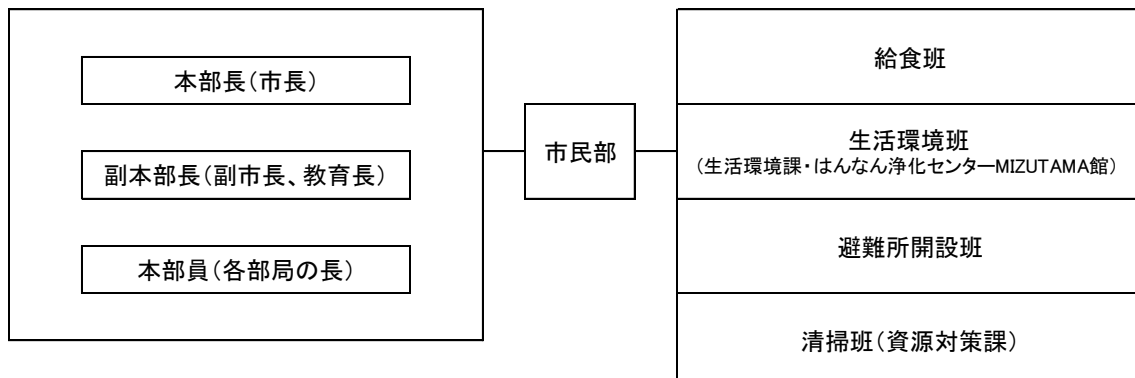
最長で3年以内に処理を完了させることを基本とし、処理目標期間を設定する。

内容	処理目標期間
災害がれきの撤去（道路上や生活地域のもの）	6か月以内
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の収集	
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の処理	1年以内
一次仮置場への搬入完了	1年6か月以内
（倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	
一次仮置場からの搬出完了（二次仮置場等への搬入完了）	2年以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

○組織体制

災害廃棄物処理は、清掃班（市民部資源対策課）、し尿の処理、仮設トイレの設置は、生活環境班（生活環境課、はんなん浄化センターMIZUTAMA館）が担当する。

阪南市災害対策本部構成図（阪南市地域防災計画より抜粋）



○災害発災後の対応

業務名		3時間以内	24時間以内	72時間以内	2週間以内	1カ月以内
応急事務	災害廃棄物処理組織の立ち上げ業務	○	○			
	収集車、焼却場等の被災状況確認業務	○	○			
	仮置場の決定及び災害廃棄物受け入れ体制整備業務		○	○	○	○
	災害廃棄物の撤去及び収集運搬業務			○	○	○
	大阪府及び協定締結団体への応援要請業務				○	○
	災害廃棄物発生量及び処理可能量の推計業務				○	○
	ごみ、瓦礫の収集運搬業務・各種ごみの分別業務				○	○
通常事務	ごみの収集運搬業務				○	○
	不適正排出、資源ごみ抜き取りの指導及び啓発業務				○	○
	ごみの減量化・資源化推進業務				○	○

出典：「阪南市業務継続計画・非常時優先業務選定シート」

○国・大阪府との連携、支援協定

本市のみによる対応が困難な場合は、国や大阪府からの広域的な支援を要請する。また、近隣自治体及び民間事業者等との協定に基づき、被害状況に応じ支援を要請する。

○市民等への啓発・広報

秘書広報班と連携し、防災行政無線、広報誌、チラシ、ポスター等の掲示、市ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、新聞等より複数活用し周知徹底を図る。

- ・ 災害廃棄物の排出方法（排出場所、分別区分、排出方法、戸別収集の有無、ガスボンベ等の危険物やフロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ・ 収集時間及び収集期間
- ・ 住民が持込みできる集積所、仮置場の場所及び設置状況
- ・ ボランティア支援依頼窓口
- ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- ・ 損壊家屋等の解体撤去に係る申請手続き（公費解体の場合）

第3章 災害廃棄物対策 第4章 災害ごみ対策 第5章 取り扱いに注意を要する廃棄物等への対応

(本編P15~35)

(本編P36~40)

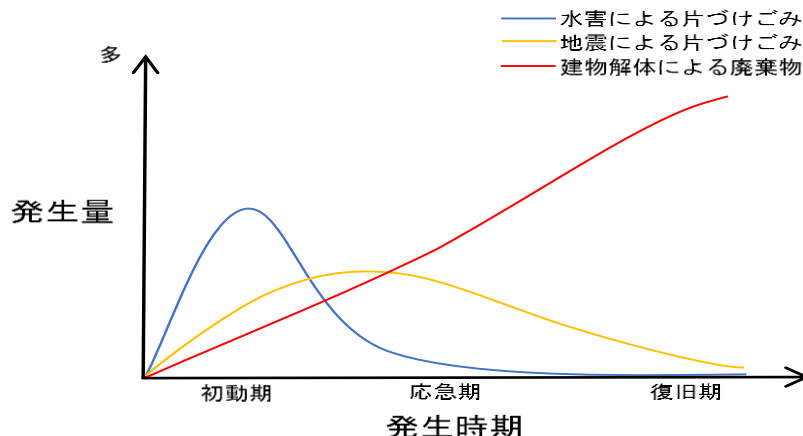
(本編P41~42)

○地震（南海トラフ）、水害による被災状況及び仮置場必要面積

災害区分	災害廃棄物 (災害がれき)	建物被害	片付けごみ (最大値)	仮置場 必要面積	平成30年度 家庭ごみ収集量
地震(南海トラフ)	180,000 t	5,814 棟	13,219 t	52,128 m ²	10,262t
水害	459 t	199 棟	330 t	228 m ²	

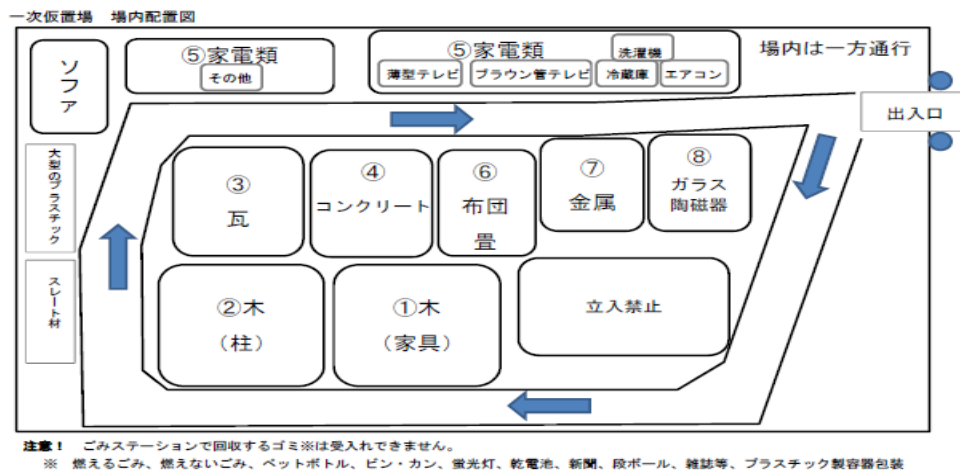
○地震（南海トラフ）…建物被害による災害がれきが大量に発生。（家庭ごみ約18年分）

○水害…浸水の建物被害により、水分や土砂を含む片付けごみ（腐敗性廃棄物）が短期間に発生。



○仮置場

仮置場とは、災害廃棄物を集積・保管・処理するために一時的に設置される場所であり、一時仮置場と二次仮置場の二段階で検討する。配置場所は、仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、公共用地を中心として計画的に選定、確保する。



○収集運搬の方針

災害廃棄物の収集運搬は、直営で所有している20台の車両を活用する。収集ルートは、原則として「地域防災計画」で指定している指定緊急交通路を優先的に使用する。

第6章 し尿等の処理 (本編P 4 3～4 5)

○基本方針

し尿等については、公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、発災直後から収集・処理を行うとともに、早期に通常の収集運搬・処理体制を回復させるよう努める。

・し尿等発生量

	避難者数 (人)	し尿発生量 (L/日)	避難所におけるし尿処理需要量(L/3日)
地震(南海トラフ)	6,667	11,334	34,002

○災害用トイレの設置

市民の生活に支障が生じないよう災害用トイレを設置する。主として「仮設トイレ」を設置し、状況に応じ「携帯トイレ」「簡易トイレ」「マンホールトイレ」も検討する。

第7章 平成30年9月台風21号 (本編P 4 6～5 0)

○台風21号の経験による初動体制重点的項目。

項目	概要
組織体制の確立	○職員の安否確認○災害対策本部や他組織との連携 ○災害廃棄物担当責任者の選任
情報収集・報告	○必要となる情報収集の整理○情報入手先の整理と報告書の作成
支援要請・支援受入れ	○要請内容の整理○支援要請先と受入体制の整理 ○要請方法の確認(電話、メール、要請書等)
仮置場の確保・運営	○災害廃棄物発生量の推計○場所の選定○管理運営体制の確立 ○分別品目に基づいた仮置場レイアウトの作成
収集運搬体制の確保	○収集車両及び人員の確保○排出場所の確認及び収集ルートの作成
住民への広報	○広報内容の整理○広報ツールの整理(HP、SNS、防災無線等)
災害廃棄物の受入れ先確保	○清掃工場の被災状況確認○仮置場の状況把握 ○処理先(緊急搬出先)の確認